

# 64 北京+25 公式文書(2)

## 女性・女兒・HIV とエイズ(E/CN.6/2020/6)

### 事務総長報告書

#### 概要

この2年間、HIVの予防と治療は画期的な改善がみられた。より多くの女性がHIV検査を受け、結果を知り、必要に応じて抗レトロウイルス治療によりエイズ発症を抑えることに成功している。HIV予防を推進するため、各国はHIVと性と生殖にかかわるヘルス・サービスの統合を強化し、性暴力削減の計画・方略においてHIV問題に取り組んでいる。

このしっかりとしたHIVへの対応にもかかわらず、女性と女兒のHIV新規感染数の縮小は遅々としており地域による差が大きい。2010年以降、15才以上の女性のHIV新規感染数は、アジア、太平洋地域、カリブ、東部・南部アフリカ、西部・中央部アフリカと、西・中央ヨーロッパおよび北米で減少している。しかし、東ヨーロッパ、中央アジア、中東と北アフリカおよび南米では増加している。構造的なジェンダー不平等、女性と女兒に対する暴力、および不平等なジェンダー規範が、HIVを予防しHIVサービスを利用しようとする女性と女兒の努力を台無しにしている。さらに、女性と女兒の間のHIV感染を予防する証明された方略は進展されず、女性の管理による予防方法および女性と女兒に適した安全な治療に関する研究は優先されず、国家レベルのHIV方略・政策には十分に資金のあるジェンダー対応の介入は含まれていない。世界的に、エイズは生殖能力のある女性と女兒（15才～49才）の死亡原因の筆頭であり続けている。

#### I. 序論

1. 第62回CSWは決議62/2（E/2018/27参照）において、決議60/2（E/2016/27参照）においてなされた女性と女兒およびHIVエイズに関する公約を果たすまで決議し続けることを、繰り返し述べ、国連加盟各国にその実施を加速するよう促し、事務総長に決議の実施について進捗状況の報告書を第64回CSWにおいて提出するよう要請した。

本報告書は、加盟 45 ヶ国<sup>1</sup>と 13 の国連機関<sup>2</sup>および 1 つの小地域政府間機関<sup>3</sup>からの寄稿に基づくものである。加えて、最近の証拠と研究および国連合同エイズ計画の世界エイズ監視システムをとして提出された加盟国のデータに基づいている。

## II. 背景

3. 2010 年から 2018 年の間に、15 才以上の女性の HIV 新規感染者数は 890,000 [680,000-1,200,000]から 740,000 [570,000-1,000,000]へと、世界全体で 17%減少した<sup>4</sup>。しかしながら、この全体的改善に目を奪われ、地域間格差を見落としがちになっている。事実、2010 年から 2019 年の間の 15 歳以上の女性の HIV 新規感染者数は、西ヨーロッパと中央ヨーロッパおよび北米においては 24%減少し、東アフリカおよび南部アフリカでも同じく 24%減、アジア、太平洋地域で 14%減、カリブ地域で 14%減、そして西アフリカと中央アフリカでは 7%の減少となっている。しかし同時に、女性と女児の新規感染者数が東ヨーロッパと中央アジアでは 27%の増加となっており、中東と北アフリカでは 11%増、ラテンアメリカでは 8%の増加となっている。2018 年の報告 (E/CN.6/2018/8) 以来の女性と女児の HIV 新規感染者数については、世界全体および地域ごとの傾向も大きな変化はない。

4. 青年期の女児および若い女性たちは他の世代と比較にならない高い HIV 感染リスクを負い続けている。国連加盟各国は、2016 年 HIV エイズ政治宣言：HIV との闘いを加速しエイズの流行を 2013 年までに終わらせる最速コースに署名（総会決議 70/266, 付属文書）し、15 才～24 才の女性の HIV 新規感染者を 2020 年までに年間 100,000 以下に縮小することに専念した。2010 年から 2018 年の間の 15 才～24 才の女性たちの HIV 新規感染縮小の進展具合は、東部および南部アフリカにおける 28%減からラテンアメリカの 3%減と、地域により大きな開きがあった。しかしながら、加盟国全体で 2020 年の目標から未だ程遠く、この世代の女性たちに限っても、2018 年の新規感染は 310,000 [190,000-460,000]であった。

---

<sup>1</sup> アルメニア、バハマ、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カンボディア、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、エクアドル、エルサルヴァドル、エスワティニ、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、イラン・イスラム共和国、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ラオ人民民主主義共和国、レバノン、レソト、マラウイ、マレーシア、メキシコ、ナミビア、オランダ、ペルー、ルーマニア、セイシェル、シエラレオネ、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スイス、トルコ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエ。

<sup>2</sup> 国際農業開発基金(IFAD)、国際労働機関(ILO)、国際移動機関(IOM)、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、子君人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連ブラジル国別チーム、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連人口基金(UNFPA)、国連大学(UNU)及び世界食糧計画(WFP)。

<sup>3</sup> 南部アフリカ開発共同体(SADC)。

<sup>4</sup> ほかに指示しななければ、本報告書の結果は、2019 年 10 月 28 日にアクセスした AIDSinfo オンライン・データベースを基にしている。<https://aidsinfo.unaids.org> より干支津嵐可能。四角い括弧は、想定点があると国連エイズが信じている範囲を示す不確かな範囲を示す。

5. HIV に感染しながら生活している人の半数以上が女性と女兒である。2018 年には、15 才以上の男性で HIV 感染生存者は 17,400,000 であったのに対して、同世代の女性については 18,800,000 [16,400,000-21,000,000]人が HIV 感染生存者であった。女性の HIV 感染生存者の大多数はサブサハラ地域で生活しており、その数は 14,800,000 [12,900,000-16,900,000]で、次いでアジア太平洋地域に 2,100,000 [1,800,000-2,600,000]人となっている。15 才～24 歳の女性の HIV 感染生存者 2,200,000 [1,100,000-3,300,000]人のうち、1,600,000 [740,000-2,300,000]人が東アフリカと南部アフリカ居住である。世界的に、エイズ関連の疾病が、生殖能力のある世代の女性（15 才～49 才）の間の主な死因であり続けている<sup>5</sup>。

6. 国連合同エイズ計画が設定した 2020 年までの 90-90-90 最速コース目標に向けて進展がみられる一方<sup>6</sup>、女性と女兒については、全体目標が達成できる見込みは少ない。2017 年～2018 年の間に、15 才以上の女性 HIV 感染者で自分の HIV 感染について知っている人の割合は、全体で 82 [71-95] %から 84 [73->95]%へと若干増加した。抗レトロウイルス治療を受けている女性 HIV 感染者の割合も 64 [49-76]%から 68 [52-82]%へと上昇し、ウイルス容量抑制治療を受けている女性感染者の割合は 55 [45-65]%から 59 [49-70]%へ上昇した。2020 年に向けた 90-90-90 最速コースの成果は、88-72-64 のレベルまで達成した東アフリカと南部アフリカから、49-35-29 までの中東と北アフリカまで、地域間で明らかな開きがある。この地域による進捗状況の不均衡が、女性と女兒の HIV エイズを根絶する努力をするうえで、懸念の一因となっている。

7. 女性と女兒の HIV 予防と治療の進歩は、彼らの HIV 流行に拍車をかける根源的な原因により、阻まれている。多くの国に現存する不平等なジェンダー規範は、女性たちが性交相手とも誰とも HIV 予防について語ることを難しくしており、HIV 情報を得ようとした利用したりすることもできず、さらに、ジェンダーによる差別や暴力のような危険な行動の危機にさらされている。これらの根源的な原因が、女性と女兒が自分たちの性と生殖に関わる健康について決めることから阻み、HIV 対策の効果を損ねている。多種類の交差的な差別を受けやすい女性と女兒（青年期の少女や若い女性、カギとなる母集団の女性と女兒<sup>7</sup>、障がいのある女性、高齢女性と移住女性など）は、HIV 感染の高リスクならびに治療や看護を受ける障壁に直面している。それら女性と女兒の間に HIV の感染を余儀なくさせる根源的な原因には、構造的なジェンダー不平等が含まれており、それが結果的に女性

---

<sup>5</sup> 世界保健機関、「2016 年世界の保健推定: 2000-2016 年原因、年齢、性、国、地域別病気の重荷」(ジュネーブ、2018 年)。

<sup>6</sup> 高速トラックのターゲットは、2020 年までに HIV と共に暮らしている人々の 90%が、自分の状態を知っており、自分の状態を知っている HIV と共に暮らしている人々の 90%が治療を受けており、治療を受けている人々の 90%が重要な重荷を抑圧していることである。

<sup>7</sup> 国連エイズの用語ガイドラインは、カギとなる母集団を麻薬を注射している人々、性労働者、トランスジェンダーの人々、ゲイの男性、その他の男性とセックスする男性と定義している。

の健康への権利を保障できなくしており、女性が健康・ケアのサービスを物理的・経済的に利用すること、および HIV を予防し治療を受ける努力を支えることになる教育と雇用の機会を妨げている。加えて、女性と女兒の間の HIV 予防と治療は、HIV 感染と病態進行のリスクに影響する生理的要因により支配されている<sup>8</sup>。

### III. 規範的枠組み

8. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（決議 70/1）および HIV エイズについての 2016 政治宣言は、女性と女兒がエイズから解放されることを確実にするための努力を後押しし続けている。前回の報告から、HIV 対策におけるジェンダー平等の重要性が、人権理事会により HIV エイズ状況下における人権に対する決議（決議 38/8）の中で強調され、女性と女兒に対する人権侵害が HIV エイズの流行の影響を悪化させていると力説した。2018 年の結核撲滅に対する総会首脳会議の政策宣言（決議 73/3）において、ジェンダーに配慮した健康サービスと女性と女兒のエンパワーメントが、HIV エイズに対する統合的ケアにおいて中心となるべきことを確認した。さらに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関する首脳会議の政策宣言（決議 74/2）において、総会は、あらゆる健康ニーズを満たすために、HIV に関わる課題に特に言及し、ジェンダーに対応した介入を増大させることを確約した。

9. CSW は、第 62 回の「農漁山村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメント」において、その合意結論で、農漁山村居住者を含め全ての女性と女兒が分け隔てなく HIV エイズ予防と治療およびケアを利用できるようにする努力を強化することを呼びかけた（E/2018/27 参照）。第 63 回 CSW の合意結論では、女性と女兒が HIV 生存者の無償ケア、つまり価値が認められない、もしくは過小評価されている仕事、のほとんどを担っていることを認めた。さらに、各国政府と関係機関に HIV エイズサービスへの普遍的利用を達成する努力を強化し、例えば現金給付など HIV に関わる社会保護対策を提供し、HIV エイズに感染している、あるいは感染リスクが高いなど何らかの影響下にある女性と女兒が HIV に関わる社会サービスを確かに受けられるようにする努力を強化するよう促した。

### IV. 加盟国および国連機関による取組み

#### A. 国家の HIV 対策を通してのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進

##### 国の HIV 戦略と政策にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを組み入れる

10. 女性と女兒のための HIV 到達目標を達成するために、各国の HIV 対策は、そのモニタリングと評価計画と同様に、その方略、政策、計画および関連予算において、ジェンダー平等の諸相を組み入れる必要がある。国家の方略・政策は、HIV 対策をジェンダー平等

---

<sup>8</sup> E.P.Seully、「HIV 感染の性差」、*現在の HIV/エイズ報告書*、第 15 号(2018 年)。

および女性と女兒のエンパワーメントに関する標準枠組みと連合したものとし、幅広い影響力を狙い多種多様なセクター横断のパートナーを巻き込むものとしなければならない。しかしながら 2019 年には、国連合同エイズ計画国家委員会・政策機関へ報告した国の半分強、数値的に 62% (125 ケ国中 77 ケ国) しか、そのエイズ方略もしくは政策においてジェンダー変革的介入<sup>9</sup>を取り込んでいなかった<sup>10</sup>。

11. 南部アフリカ開発共同体は、ジェンダーに対応した監視モデルと地域的枠組み、および女性と女兒および HIV エイズについて 60/2 決議の実施を観察・調査する行動計画を開発した。当モデルは、青年期の女兒と若手女性を HIV の危険に晒されやすくする根源的な原因に注目する努力を追跡することを最優先にしている。これをパイロットとして、アンゴラ、レソト、マラウイ、ナミビア、およびジンバブエで、当該決議に対してそれぞれの政府が責務を果たすことを強化するために採用された。スイスの HIV 計画は、予防活動の設定と女性の HIV サービス利用を確保において、ジェンダー視点を活用することを奨励している。バハマやボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボジア、中国、ガテマラ、ラオス人民民主共和国、ウガンダ、タンザニア共和国およびザンビアをはじめとする多くの国において、女性と女兒の間の HIV を問題視する目的で、健康や教育、女性および若者のような複数の分野の間の結同作用にテコ入れをした。例えば、バハマの HIV エイズ国家方略計画 2016-2021 は、その目標に、性と生殖に関わるヘルス・サービスの利用を増やすこと、ジェンダー平等の促進、ジェンダー由来の性暴力の防止、およびより多くの青年期女兒と若手女性へ手を差し伸べることを組み込んでいる。

12. 国連合同エイズ計画、国連開発計画、ユニセフ、ならびに UN ウィメンの国連機関は、国家および地域レベルでのジェンダーに対応した HIV 方略・政策の立案と実施において支援を提供した。例えば、UN ウィメンは、ジェンダー平等課題を HIV 国家方略に効果的に統合すべく、9 ケ国に対して国家エイズ委員会を設立した。タンザニア共和国では、この支援により、HIV エイズに対する新たな諸分野横断の国家戦略 2019-2023 の枠組みの中で、若年女性に対する暴力や差別を廃絶しジェンダー不平等規範を問題視しする活動を最優先することとなった。

### 女性と女兒のかかわりとリーダーシップおよび参加

13. 女性のリーダーシップとかかわりは、HIV サービスを女性と女兒に利用可能とし彼らの包括的予防、治療とケアに応えるものとすることを保証するのに必須である。主な役割が、女性の組織と HIV 生存女性のネットワークにより果たされる。しかし、そのような女性が政策と計画に効果的に影響を与える能力は、彼らが組織力を強化し提唱力へと効果的に導くための複数年にわたる核となる資金調達の欠如によりしばしば制限されている。

---

<sup>9</sup> 国連合同の用語ガイドラインによれば、ジェンダー変革的 HIV 対応は、HIV のジェンダーに特化した側面に対処酢のみならず、既存の構造、制度及びジェンダー関係をジェンダー平等に基づくものに書き得ることも求めている。

<sup>10</sup> 国連エイズの国の公約と政策文書のデータは、<http://lawsandpolicies.unaids.org/>よりアクセスできる。

14. バハマや、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルンジ、中国、エル・サルヴァドル、ラオス人民民主主義共和国、レバノン、ペルー、セーシェル諸島、シエラレオネ、スリランカ、ウガンダ、タンザニア共和国、ウルグアイおよびジンバブエでは、HIV 対策に女性が参加しリーダーシップを取ることを強化する行動がとられた。例えば、スリランカの STD（性感染症）とエイズ国家制圧計画は、HIV 国家方略計画を立案・施行するために、実践的女性ネットワークと緊密に連携して活動した。ウガンダは HIV 感染女性を訓練し、国家および地域レベルでの立案と予算作成過程に従事し影響力を持つように、また意思決定者に説明責任を問わせるようにした。

15. UN ウィメンと国連人権高等弁務官事務所は、女性の業務参画とリーダーシップを強化するために尽力した。例えば、ウガンダとジンバブエで、UN ウィメンは HIV 感染生存者を、エイズ・結核・マalaria撲滅のためのグローバル基金の構成概念策定に参画する条件整備に助力した。その結果、ジンバブエ合計 800 万ドル、ウガンダ 1000 万ドルの予算配分で、青年期女兒と若手女性および HIV に特化したプログラムを優先する構成概念文書が承認された。

#### HIV 対策における女性と女兒のための資金調達

16. HIV エイズに対する国内・国際総資金は 2017 年の 199 億ドルから 2018 年の 190 億ドル（両年とも 2016 年の米ドル換算）へ減少した<sup>11</sup>。データを、資金が女性と女兒に対する介入に配分して使われる額に限ると、国連大学による 8 か国で消費されるエイズ支出の分析によると<sup>12</sup>、総消費の 0.7%から 15.2%が女性に特化した行動計画に、またジェンダー平等を促進する介入には 1%未満が使われたことが分かった<sup>13</sup>。何人かのドナーが女性と女兒を対象にした HIV 投資を増加しようとしている。2019 年に、50 ケ国以上の活動を支援する米国大統領エイズ救済緊急計画（PEPFAR）が、女性と女兒をエンパワーし支援する目的で 20 億ドル近くを投資すると発表した<sup>14</sup>。2017 年と 2019 年の間に、グローバル・ファンドは HIV 計画に 50 億ドル以上を配分した。同時期に、グローバル・ファンドの政府・公共企業体との合同資金調達計画は、HIV 感染率が最も高い 13 ケ国の青年期の女兒と若い女性に対するプログラムに追加で 1 億 4 千万ドルを動員するために、5 千 5 百万ドルを使った。

---

<sup>11</sup> 国連エイズ、AIDSinfo、金融ダッシュボード、グローバル、資金の利用可能性の傾向(普遍の 2016 年米ドル)(2019 年 10 月 28 日にアクセス)。

<sup>12</sup> エスワティニ、グアテマラ、ハイティ、ジャマイカ、ケニア、ナイジェリア、南アフリカ及びタンザニア連合共和国。

<sup>13</sup> 国連大学世界穂毛兼国際機関、「HIV と保健対応におけるジェンダー平等のための資金調達: 討議文書」(ニューヨーク、2019 年)。

<sup>14</sup> 米国大統領エイズ救済緊急事態計画、「女性と女兒をエンパワーし、支援するために PEPFAR は今年 20 億ドルを投資すであろう」、プレス・リリース、2019 年 6 月 4 日。

17. バハマ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、コロンビア、エル・サルバドル、ガテマラ、ヨルダン、ラオス人民民主共和国、マレーシア、メキシコ、セーシェル諸島、シエラレオネ、スロヴェニアとウガンダで、女性が HIV サービスを利用するのを阻害している資金的障壁を軽減する行動がとられた。例えば、シエラレオネにおける無償のヘルスケア・イニシアティブは、社会健康保険制度の一環として、妊娠しているまたは授乳中の HIV 感染女性が保険料の支払いを免除している<sup>15</sup>。このユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの移行が、健康への資金供給で女性と女兒のニーズに応えることを確実にする重要な機会となっている。バハマとエル・サルバドルでは、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ計画が、女性と女兒への HIV サービスの適用範囲を改善するために活用されている。

18. 専門家会議が、国連大学グローバル・ヘルス国際研究所との共催で UN ウィメンにより召集され、HIV 対策におけるジェンダー平等に対する資金調達をどのように強化するかが議論された。証拠を検証する中で、専門家たちはジェンダー対応の HIV 方略、計画、実行案に関する資金についての情報がほとんど無い点で同意した。専門家たちは、ジェンダー平等介入を適切に定義し費用を見積もり、HIV の国家予算に組み込むことを提唱するための資金源ニーズを概算する過程を強化する緊急性を強調した。HIV と教育や保健、社会開発などの他の分野との間にジェンダー平等プログラムのための資金を共に供給するような革新的な戦略が推奨された<sup>16</sup>。

#### HIV 対策におけるジェンダー不平等の評定

19. 女性と女兒の間の HIV に焦点を当てたプログラムに、ジェンダー対応の指標の分析とどの程度ジェンダー不平等が HIV 予防、治療とケアに影響を及ぼしているかの分析に関する情報が提供されなければならない。2019 年には、国連合同エイズ計画の「国のコミットメントと政策測定」へ報告した国の 90% (89 ヶ国中 80) が、国の HIV モニタリングと計画・方略評価に、ジェンダー対応の指標を含んでいると回答した。特定のグループ (例えば、青年期女兒と若年女性、危険薬物などに手を出しやすいグループ内の女性と女兒、障がいのある女性、等) の抗レトロウイルス治療利用のデータが無いことで、そのようなグループへの効果的な HIV 対応計画が立てにくくなっている。

20. アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボジア、エル・サルバドル、エストニア、ギリシャ、イタリア、ヨルダン、レソト、マラウイ、ナミビア、セーシェル諸島、スペイン、スリランカ、ウガンダ、タンザニア共和国、ウルグアイ、ザンビアとジンバブエでは、政府当局がジェンダー対応の指標のデータ収集および分析を改善した。アンゴラは、南アフリカのコミュニティ開発の、決議 60/2 に対する地域体制策定および行動計画

---

<sup>15</sup> シエラレオネ、「北京行動綱領(1995年)と第23回特別総会の成果(2000年)の実施に関する国の報告書(ふりりータウン、2019年)。

<sup>16</sup> 国連大学世界保健国際機関と国連ウィメン、「HIV 対応におけるジェンダー平等のための資金調達専門家グループ会議報告書」(2019年2月5-6日)。

の実施についてモニタリングするためのベースライン指標を開発するジェンダー対応の監視モデルを用いた。加盟各国は、さらに、このような特定グループのなかでの HIV に関する情報を収集する研究を実施した。例えばイタリアは、ジェンダーが関わる HIV ケアについて情報を提供するため刑務所内の女性の間での HIV 伝播について調査した。ブルキナファソは、障がいのある人々の間での HIV を調査し、障がいのある女性は男性に比べ有意に HIV 感染した状態で生活していることを明らかにした。

21. 国連合同エイズ計画では、ジェンダー平等の特性を HIV 方略に統合することを指導する目的で、ジェンダー評価手段を更新した。国連薬物犯罪事務所は、薬物使用の女性に対する HIV サービスのモニタリングと評価に関するトレーニング基準を開発し、15ヶ国で能力訓練ワークショップを組織した。

## **B. 女性と女兒のための質の高い HIV 治療、ケアと支援へのアクセスの向上**

### **検査と治療へのアクセスと取り込みの向上**

22. 女性と女兒に対する HIV 検査へのアクセスは、業者主導による試験や、地域主体、自己検査や他のヘルスケア・サービスとの統合を進めることなど、多様なアプローチを通して拡大してきている。例えば 2019 年には、国連合同エイズ計画の「国のコミットメントと政策測定」へ報告した国の 91% (99ヶ国中 90) が、HIV カウンセリングと検査を、部分的であれ性とリプロダクティブ・ヘルスサービスと統合している。青年期女兒と若年女性や、危険薬物などに手を出しやすいグループに所属する女性、障がいを持つ女性、移住女性のような特定のグループの HIV 検査サービスへのアクセスと利用については、限られたデータの為良く分かっていない。

23. 全体的には HIV 感染女性がより多く抗ウイルス剤治療を受けるようになってきているとはいえ、女性に合った効果的な処方計画に関する研究と、治療を受け続ける女性を支援することにおいて未だ明らかな不足がある。抗ウイルス薬に関する臨床研究を系統的に評価したところ、対象者の僅か 19%未満であることが分かり、且つ治療法発見に焦点を絞った研究の半数で女性は対象者の 11%以下であった<sup>17</sup>。2018 年に、HIV 感染女性に抗ウイルス剤ドルテグラヴィールの利用について関心度調査に動員したところ、多くの国でその導入を中止した。更なる研究の結果、ドルテグラヴィールは HIV 感染女性に対して安全であることが明らかになったことから、HIV 感染女性に検査と治療についての議論に引き付けることが重要であることが強調された。

24. 女性と女兒が HIV 検査を受け治療し続ける上で直面する社会的構造的障壁に関する理解が未だ大きく不足している。これらの障壁には、差別的な法律や、社会的な烙印・差別、ケア提供責任や、ケアを求めている女性の努力を無にしかねないジェンダー規範などが含

---

<sup>17</sup> Mirijam Curno 他、「HIV 調査における女性の包摂(または排除)の組織的見直し: 戦略を癒すための抗であるレトロウイルス薬とワクチンの臨床調査から」、エイズ・ジャーナル、第 71 巻、第 2 号(2016 年 2 月)。

まれている。限られたデータからも、このような問題は、青年期女兒と若年女性、および禁止薬物などに手を出しやすいグループに所属する女性と女兒に、より悪い状況に追い込むことが示されている<sup>18</sup>。

25. メキシコとコロンビアで、女性と女兒による検査と治療の接種について研究した。メキシコでは、HIV感染者の女性と女兒の間で治療を続ける障壁となっているものを調べ、ジェンダー対応のサービス配分を改善する努力について述べている<sup>19</sup>。コロンビアでは、ヘルス機関が、妊婦が何故 HIV を含めて性感染症の評価サービスを受けていないのかを調べ、障壁となっていることに目を向ける計画を開発することを支援した。

26. アルメニア、バハマ、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、中央アフリカ共和国、中国、キューバ、エル・サルバドル、エスワティニ、ジョージア、ギリシャ、イラン、イタリア、ヨルダン、ラオス人民民主共和国、レバノン、レソト、マラウイ、マレーシア、ナミビア、オランダ、セーシェル諸島、シアラレオネ、スロヴェニア、スリランカ、スイス、ウガンダ、タンザニア共和国、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエは、女性と女兒のための HIV 検査と治療サービスの配備を強化した。例えば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、HIV 感染のセックスワーカー女性にカウンセリングと検査を届けるために移動クリニックを確立した。ザンビアは、HIV 検査と治療を、青年期女兒と若年女性に若者に馴染んでもらえるリプロダクティブ・ヘルスケアサービスに統合させた。ボツワナは、若年女性とセックスワーカー女性が HIV 治療にアクセスすることを促すために仲間同士でアウトリーチを用いた。

27. ユニセフの支援を得て、ボツワナは、青年期および若年女性のために全国標準の HIV 検査と治療のパッケージを完成させ、若い女性に対しての特別の配慮を組み込んだ。国連薬物犯罪事務所は、14 か国で、薬物を注入している女性に対するジェンダー対応の HIV サービスを提供する専門家の訓練を実施し、5 ヶ国では、刑務所にいる女性たちへのヘルスケア供給の不備の問題を検討した。2016 年～2018 年の間に、国際移住機関とその協力機関は、HIV と統合された性とリプロダクティブ・ヘルスサービスを通して、HIV 検査と治療を 4,560 人の女性と 3,440 人の男性に行った。

### **HIV 感染の女性と女兒への HIV ケアと支援サービスの提供**

28. HIV 感染の女性と女兒は、ライフサイクルに応じて変わるヘルスケアニーズに応える一連の幅広いヘルスサービスが利用可能でなければならない。例えば、性とリプロダクティブ・ヘルスに対するサービスを始め、HIV 関連の混合感染や日和見感染、HIV 感染の女性が罹患しやすい循環器系疾患、脳卒中、子宮頸癌や結核などの病に対するサービスが含

---

<sup>18</sup> 国連エイズ、「女性と HIV: 思春期の女子と若い女性にスポットライト」(ジュネーブ、2019 年)。

<sup>19</sup> Instituto Nacional de las Mujeres、"Informe Nacional Exhaustivo de Mexico en cumplimiento de la Plataforma de Accion de Beijing" (メキシコ市、2019 年 6 月)。

まれる。しかしながら、包括的なヘルスサービスを確実に利用できる体制準備は遅々としている。例えば、HIV 感染女性は、浸潤性の子宮頸癌に罹るリスクが非感染女性に比べて 5 倍と高い状況に直面しているにもかかわらず、2019 年に国連合同エイズ計画国家委員会・政策機関を通して情報提供した国の 52 パーセント（126 ケ国中 66）しか、それぞれの HIV 国家戦略計画で HIV 感染女性への子宮頸癌のスクリーニングと治療を勧告していなかった。

29. バハマ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、キューバ、エル・サルバドル、エストニア、ラオス人民民主共和国、レソト、セーシェル諸島、シエラレオネ、スロヴェニア、スペイン、ウガンダとウルグアイでは、日和見感染の予防と心理的社会的サービスを含め、HIV 感染女性と女兒が性とリプロダクティブ・ヘルスサービスを利用できる支援のための活動を実施した。例えば、日和見感染の予防と治療を目的として、ウガンダでは、殊に女性と子どもにおける HIV 関連の罹病率と死亡率を高めている結核や、伝染性肉芽腫髄膜炎、重篤な細菌感染の診断と処置を検討する高度な疾病管理ケア・パッケージを開発した。

30. 国連合同エイズ計画は、世界保健機関が国連合同エイズ計画、国連人口基金、国連難民高等弁務官事務所やその他の関連機関と協働で開発した、HIV 感染女性の性および生殖に関する健康と権利に関する包括的ガイドラインと付随する自治体の従事状況のチェックリストを各国が実施することを支援した。国連合同エイズ計画と、米国大統領エイズ救済緊急計画、およびジョージ・ブッシュ研究所は、アフリカの HIV 感染女性のエイズと子宮頸癌を終焉させる目的で連携事業を開始し、サハラ以南アフリカの 8 ケ国において、子宮頸癌のスクリーニングと HIV サービスに関わるケアとの統合に改善を果たした。

### C. HIV 予防を万人へ提供

#### 女性と女兒のニーズに応える予防のスケールアップ

31. HIV 新規感染を予防するには、女性と女兒は HIV についての知識と、予防方法へのアクセス、ならびにコンドームの使用を相手と交渉し安全な性交を行える力、を持つ必要がある。しかし、安全が証明された予防方略の実施は、とくに青年期女兒と若い女性にとっては、制限されたままである。例えば、包括的な性教育は効果的な予防プログラムの一部となり得るが、2019 年には、国連合同エイズ計画の「国のコミットメントと政策測定」に回答した国の僅か 54%（67 ケ国中 36）が、中等教育の大多数の学校（少なくとも 76%に当たる）において、生活スキルに基づいた HIV と性教育の教育政策を実施していた。

32. 女性は、HIV 予防ワクチンの研究において対象となることが少なく、臨床研究の半数で女性の参加は 38%以下であった<sup>20</sup>。2018 年には、ウイルス暴露前予防への投資の 21%しか女性に焦点を当てたものではなく、結果として、例えば近年承認された予防薬

---

<sup>20</sup> Curno 他、「HIV 調査における助成包摂(または排除)の組織的見直し」。

Descovy は異性愛女性において治験されたものではない。女性用のコンドームの研究資金は沈滞しており、利用者たちには満足度が高く購買意欲があると報告しているにもかかわらず、女性のコンドーム使用を非難するジェンダー規範に加えてマーケティングと宣伝への資金調達がないことから、普及は阻まれている<sup>21</sup>。また多くの国は、青年期の女兒と若い女性に特化した HIV 予防プログラムを創作し拡大することに悪戦苦闘している。例えば、HIV 予防世界連合（Global HIV Prevention Coalition）加盟国の間では、2018 年時点で高い HIV 発症数の地域の内半数以下しか青年期女兒と若年女性向けの HIV 予防プログラムに取り組んでいなかった<sup>22</sup>。

33. アルメニア、バハマ、ボツワナ、ブルンジ、カンボジア、中国、レソト、マレーシア、タンザニア共和国、ザンビアで、女性と女兒の間の HIV を予防するための方略が実施されている。例えば中国の女性連合は、それぞれのコミュニティで健康教育と HIV の一対一の対面カウンセリングを提供できるように、1,600 人を訓練した。カンボジアとアルメニアは、HIV に関する情報不足の移民女性に対して HIV 教育活動を組織した。ボツワナでは、“コンドミーゼ”というプログラムで、女性用のコンドームについて女性と女兒に教えることができるように若い女性ボランティアと包括的性教育のファシリテーターをトレーニングした。タンザニア共和国では、女性を HIV から守るための膣殺菌ジェルを試す臨床テストが実施された<sup>23</sup>。

34. ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、南アフリカ共和国、タンザニア共和国、ザンビア、ジンバブエは、特に青年期の女兒と若い女性に焦点を絞った米国大統領エイズ救済緊急計画の DREAMS（決然とし弾力のあるエンパワーされたエイズに罹らない指導を受けた安全な女性）イニシアティブを実行し、予防介入、HIV と性と生殖に関する健康、教育、および社会的経済的エンパワーメントの多分野横断のパッケージを供給した。DREAMS の 10 ヶ国では<sup>24</sup>、青年期女兒と若年女性の間の新規 HIV 感染が、DREAMS が支援するコミュニティや地区のうち 85%において、減少し続けた。中国は、2015 年～2017 年の間に、16 才から 21 才の 1,000 人の女兒に HIV 予防を含めた職業と生活両方のスキルを付けさせるトレーニングプログラムを開発した。アルメニア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、キューバ、キプロス、ギリシャ、マラウイ、オランダ、スリランカ、ザンビアでは、HIV 予防に関する知識を増やすのに貢献した性教育プログラムが提供された。青年期の若者たち、とくに女兒にとって HIV エイズから身を守る情

---

<sup>21</sup> リソース追跡作業部会、「2018 年 HIV 予防調査と開発投資：疫病をなくすために投資する」（ニューヨーク、2018 年）。

<sup>22</sup> Chastain Mann、「女性のコンドーム：マラウイから学んだ教訓と西アフリカでの女性 condom 配慮」、性と生殖に関する健康支給品同盟第 18 回総会、ブリュッセル、2018 年 3 月 20-22 日。

<sup>23</sup> 国連エイズ、「世界 HIV 予防連合第 2 回進捗報告書：2018 年 4 月-12 月（ジュネーヴ、2019 年）

<sup>24</sup> エスワティニ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア連語集共和国、ザンビア及びジンバブエ。

報とサービスを与える重要性が、各国政府と関連機関によりナイロビ宣言の中で繰り返し述べられ、国際人口開発会議の25周年を祝うナイロビサミットで公刊された。

35. 国連合同エイズ計画、国連人口基金、ユニセフと世界保健機関は、2018年に青年期女兒と若い女性のためのHIVと性とリプロダクティブ・ヘルスサービスをスケールアップさせる“2gether 4 SRHR（性とリプロダクティブ・ヘルスと権利と共に）”を開始した。レソトでは、このイニシアティブが妊婦の間でのHIVに関する包括的な知識を、36%から87%への増大させた。東アフリカと南部アフリカでは、国連人口基金が、性とリプロダクティブ・ヘルスおよびHIV予防に関する情報を若い男女に提供するためのモバイルサイトTune Me（私に同調して）を立ち上げた。国連人口基金は、さらにブラジルが女性のコンドームプログラムの国家方略を開発するのを支援した。ユネスコによって実施されサハラ以南アフリカでの包括的性教育を支援する“Our Rights, Our Lives, Our Future（私たちの権利、私たちの命、私たちの未来）”は、2018年には学校教育を通して2百万人以上の男女兒に、また新しいソーシャル・メディアを通して5百万人以上の若者に提供された。

#### HIV 母子感染の根絶と母親の命と健康の維持

36. HIV 母子感染は、妊娠中、出産、および分娩後の母乳育児を通して起こる可能性がある。世界全体では、2018年はHIV感染の妊娠女性のうち82パーセント[62→95]が母子感染を排除するため抗レトロウイルス治療を受けた。しかし、東部アフリカと南部アフリカでの92%[69→95]から中東と北アフリカでの28%[16→47]までと大きな地域差があった<sup>25</sup>。全体的な進歩は、脆弱なヘルスケア・システムと世代間伝播が罪である、というような法的政策上の障壁により、阻まれている。

37. 2015年から2016年の間に母子感染が排除できたと世界保健機関に認定されたアルメニア、ベラルーシ、キューバとタイに加えて、2017年から2019年について新たに次の8つの国と地域が認定された：アンギラ、アンティグア・バーブーダ、バーミューダ、ケーマン諸島、マレーシア、モルディブ、モンテセラト、およびセントクリストファー・ネイビス連邦<sup>26</sup>。

38. エイズの母子感染を終わらせる国連合同エイズ計画の“無料で開始、無料、エイズフリー”イニシアティブに参加する23ヶ国中後掲の5ヶ国が、抗レトロウイルス治療を受けている妊婦の95%に世代間感染を起こさせないという目標を達成した（ボツワナ、マラウイ、モザンビーク、ナミビアとザンビア）。アルメニアとバハマ、ベラルーシ、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、ジョージア、ギリシャ、イラン、イタリア、ラオス人民民主共和国、レバノン、レソト、マラウイ、マ

---

<sup>25</sup> AIDSinfo、2019年10月28日にアクセス。

<sup>26</sup> HIV 母子感染の撤廃を有効にするには、国々が、HIV 母子感染率、母子感染による小児 HIV 新感染の率、出生前ケアの範囲、妊婦の HIV テストの範囲、HIV に感染している妊婦の治療の範囲に関連するターゲットを達成し、維持することが必要である。

レーシア、メキシコ、ナミビア、ペルー、セーシェル諸島、シアラレオネ、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スイス、ウガンダ、タンザニア共和国、ウルグアイの政府当局は、妊娠女性と新米ママたちのニーズと好みに合致する HIV サービスを提供する取り組みをした。例えば、レソトの病院革新には、HIV 感染女性と連れ合いが家族計画について助言を受け、ウイルスが抑制されているときだけ妊娠するよう勧められる診療所も含まれていた<sup>27</sup>。ペルーは、土着民女性たちのニーズに確実に応えられるように母子感染予防の基準に文化的感受性へのガイドラインを組み入れた。

39. 世界保健機関は、HIV 母子感染予防のグローバル批准ガイダンスを更新し、人権とジェンダー平等および市民社会参画についての評価手段を組み込んだ。国連薬物犯罪事務所と、世界保健機関、国連人口基金、および UN ウィメンは、刑務所での HIV 母子感染予防の技術的手引きを開発した。エチオピアでは、世界食糧計画が HIV 母子感染廃絶プログラムへの参加女性 26,000 人に対して治療の継続を支援する目的で、食料と栄養支援を提供し、結果的に生まれた乳児に HIV 感染はほぼゼロであった。

#### **D. 女性と女兒の間の HIV 流行を駆動する根源的原因への取り組み**

40. 女性と女兒の間の HIV 流行を後押ししている根源的な牽引は HIV 対策に関わるあらゆる分野に影響を与えている。ジェンダー不平等規範は、女性が HIV に関する情報とサービスへアクセスするのを制限しており、児童婚や早期・強制婚や女性性器切除を含めてジェンダーに基づく差別と暴力をうけるリスクをたかめ、その結果 HIV に罹るリスクが増大している。HIV 感染を構造的に拡大させるものとして、HIV サービスを含めたヘルスへの女性と女兒の権利を支援するあるいは彼女たちに対する差別と暴力を防止することを不可能にしている法と政策を上げることが出来る。構造的な駆動体として、HIV 予防と治療の資源を提供する教育と雇用へのアクセスの欠如も含まれる。

#### **ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する法と政策枠組みの強化**

41. 法的無能力を取り除き新たな法的権限を与える法と政策枠組みが、HIV 対策における女性と女兒の進歩を加速させるには必須である。HIV と法律に関する世界委員会の 2018 年の報告によると、8、9 ケ国が、例えば包括的性教育への権利を認める法律を制定あるいは改訂する、または HIV リスクを高めるジェンダーに基づく暴力から女性を保護することにより、HIV 対策を支援する法と政策の枠組みを強化した。同時に、多くの国で、女性の生殖に関する権利が縮小されており、女性の性と生殖に関するヘルスサービスへのアクセスが制限されている<sup>28</sup>。2019 年には、国連合同エイズ計画の「国のコミットメントと政策測定」へ回答した 104 ケ国中 82 ケ国が、青年期の若者が HIV 検査を受けるには親の同意を必要とするとした。

---

<sup>27</sup> レソト、「HIV/結核及び肝炎 program 合同見直しの最終報告書」(2017 年 12 月 2 日)。

<sup>28</sup> HIV と法律世界委員会、*HIV と法律: 危険・権利・健康*(ニューヨーク、2018 年)。

42. ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルンジ、カンボジア、キプロス、エル・サルバドル、ギリシャ、ガテマラ、イタリア、ラオス人民民主共和国、レバノン、マラウイ、メキシコ、ナミビア、シアラレオネ、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウガンダ、タンザニア共和国、ザンビアとジンバブエの政府当局は、HIV 対策を援護する目的で、法と政策の枠組みを開発、改訂、または補足した。例えば、マラウイは、HIV エイズ（予防と処理）法案を制定し、何人をも HIV 感染もしくは HIV に関連した差別の危険に晒す恐れのある行為を禁止した。メキシコとスペインは 2019 年に児童婚を禁止した。ナミビアは、HIV 検査に対する親の同意を受ける必要のある年齢を 16 才から 14 才へ引き下げた。

43. UN ウィメンは、マラウイの新しい HIV エイズ（予防と処理）法案に関して、法施行の役人や、行政官、ヘルスワーカー、ジャーナリスト、HIV 感染住民の代表、および地域住民代表を訓練した。ベトナム、国連合同エイズ計画、UN ウィメンと世界保健機関は、薬物接種などのリスクグループの女性や HIV 感染女性と、ジェンダーに配慮した HIV 予防・制御法案の実施に関わった議員の間での対話を支援した。

#### **HIV と共に暮らしている女性と女兒に対する汚名と差別を撤廃する**

44. 不名誉の烙印と差別が、女性と女兒が HIV を予防する能力と、ヘルスケア・サービスへのアクセスを制限する。しかしながら、北京宣言・行動綱領（1995 年）採択 25 周年を機に各国政府が作成した報告書の中で、過去 5 年以内に HIV 感染女性と女兒の権利を増進するためにとられた特別な措置について触れている国は、半数弱（43%）しかいなかった。

45. ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルンジ、中国、エル・サルバドル、ギリシャ、ジャマイカ、メキシコ、シアラレオネ、とスペインでは、HIV 感染女性と女兒に対する恥辱について、ジェンダーと HIV に関するヘルス・社会サービス提供者を訓練することにより法律と政策を通して、また、国民一般の意識向上活動を通して、取り組んだ。スペインでは、HIV 感染者を差別せず平等に扱う新たな社会協定が、ジェンダー平等と女性の性と生殖に関する権利を、強調している。

46. 2018 年、国連合同エイズ計画、UN ウィメン、国連開発計画、と HIV 感染者グローバルネットワークは、『あらゆるかたちの HIV 関連スティグマ・差別を解消するための世界パートナーシップ』を発足させ、HIV 対策において取り残されていた女性と女兒をふくむ人々が直面しているスティグマと差別を終焉させる行動を加速させた。国レベルでは、国連合同エイズ計画がブラジルを支援し、ヘルスケア提供者と、HIV 感染女性やセックスワーカーおよびトランスジェンダーの女性との間の対話を助長することでヘルスケア場面における差別をゼロにする計画を実行した。

#### **ジェンダーに基づく暴力と HIV との対をなす流行を終わらせる**

47. 暴力、あるいは暴力に対する恐怖が、女性が安全なセックスを主張し、HIV 予防の方法を使用すること、および抗レトロウイルス治療を開始し継続することを困難にしてい

る。暴力を受けている女性は、他の HIV 感染女性と比べて、臨床結果とウィルス抑圧も芳しくない。世界中ほとどの国においても、ジェンダーに基づく暴力と HIV の間には緊密な関係があることが認められており、2019 年には、国連合同エイズ計画「国のコミットメントと政策測定」に回答した 100 ケ国中 86 ケ国が、ジェンダーに基づく暴力ないしは女性に対する暴力を課題とする国家計画・方略に HIV を含めた。暴力をなくすには、例えばヘルスケアや教育の場面において暴力に対して制度的な対応を強めることと、女性をエンパワーし男性を参画させコミュニティを動員することでジェンダー規範を転換すること、が必要である。

48. バハマ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コロンビア、エクアドル、エル・サルバドル、エスワティニ、ジョージア、ギリシャ、ジャマイカ、ヨルダン、ラオス人民民主共和国、ペルー、ルーマニア、スリランカ、スイス、ウガンダ、ウルグアイ、とジンバブエは、HIV の根源的原因であるジェンダーに基づく暴力に対応し減少させる行動を起こした。例えば、ジョージアは、ヘルスケア専門家がジェンダーに基づく暴力被害者へサービスを提供しやすくする標準枠組みを開発した。その枠組みには、HIV 予防を目的とした暴露後予防の手順、例えば、カウンセリングと専門医への紹介に際するリスク評価手段とガイダンス、報告データのガイダンスが含まれている。2016 年から 2018 年に、300 人のヘルスケアワーカーが、その枠組みの使い方の訓練を受けた。

49. 女性に対する暴力を根絶する行動を支援するための国連信託資金は、暴力と HIV 予防のためのコミュニティ動員活動“SASA”を採択しスケールアップを支援した。ハイチでは、そのプログラムにより、96%の女性と 90%の男性が、暴力により女性の HIV リスクが増大することを認識できた。学校での暴力に取り組むため、ユネスコと UN ウィメンは、学校に関係したジェンダーに基づく暴力に特化したグローバルガイダンスを発刊した。ユネスコはまたエスワティニ、タンザニア共和国、ザンビアとジンバブエを支援し、学校におけるジェンダーに基づく暴力に対応するための教師のキャパシティー・ビルディングのツール“Connect with Respect（相手をリスペクトして付き合おう）”を実施した<sup>29</sup>。

### 女児の教育と女性の経済的エンパワーメントの推進

50. 教育と経済的エンパワーメントは、生計の保障を強め、女性と女児が HIV を予防し HIV サービスへのアクセスを支援する。2018 年の世界銀行の調査で、中等教育を受けた女性は受けない女性と比べて収入が 2 倍となり、HIV エイズに対する知識と自身のヘルスケアについて自分で決める能力を有することが分かった<sup>30</sup>。HIV 罹患率が高い状況下における女児の教育と女性の経済的エンパワーメントの一つの障壁は、男性よりも女性に高く

---

<sup>29</sup> ユネスコ、*尊重とつなげよ：学校におけるジェンダーに都筑暴力を防止する。中学校の生徒のための教室プログラム(11 歳から 14 歳まで)*(バンコク、2018 年)。

<sup>30</sup> Quentin Wodon 他、「女児を教育し子ども結婚をなくす：アフリカの優先事項」(ワシントン D.C.、2018 年)。

要求される看護の責任である<sup>31</sup>。流行が広く起こっている3ヶ国における調査で、家族にHIV感染者がいる家庭の女性は労働により給与や利益を得にくくなっていることが分かった<sup>32</sup>。このことは、殊に女性が世帯主の場合、財政的困難を増長させており、さらにHIVリスクを高める可能性が高まる。このような無報酬のケアを認識し、減少させ、再配分する政策が女性の経済的自立を支援し、HIVによる影響を削減するであろう。

51. ブルンジ、カンボジア、中央アフリカ共和国、エスワティニ、ジョージア、ギリシャ、イラン、ラオス人民民主共和国、レソト、マラウイ、ナミビア、セーシェル諸島、シアラレオネ、南アフリカ、ザンビアとジンバブエの政府当局は、女性と女兒の教育と経済的機会を増強させ、HIVから身を守りHIVサービスを受ける能力を増大させた。例えば、マラウイと南アフリカでは、女兒を学校に留めHIVを予防する保健行動を促すため、現金振り込みを用いた。ナミビアとザンビアは、現金振り込みを用いて、青年によるHIVサービス活用を増進させた。

52. 東部アフリカと南部アフリカで、国際労働機関は女性の経済的自立を高める活動と女性の権利促進とを結合させ、HIVサービスへのアクセスを増大させた。ジブチでは、世界食糧計画がHIV感染女性に起業の訓練を行い、小規模商業ローンを提供した。そのプログラムにより、参加女性の生活の質が改善し、コミュニティでの尊厳を取り戻し、財政的保障を強化することを可能にした。

#### **女性のエンパワーメント、男性の参画、とコミュニティ動員によるジェンダー規範の転換**

53. ジェンダー規範とは、女性と男性がそれぞれどのように振る舞うべきかに、について共有された社会的期待もしくは非公式のルールである。多くの場合、ジェンダー規範は、性やHIV予防について女性から議論することを思いとどまらせたり、性とリプロダクティヴ・ヘルスに関連したことを女性と女兒自らが意思決定するのを制限し、あるいはHIV検査と治療へのアクセスを抑制したり、場合によってはジェンダーに基づく暴力と差別のリスクを負わせるため、HIV対応において女性にとって不利となる。ジェンダーに関するステレオタイプや規範を変える効果的な介入は、多くの場合、他分野横断的であり、ジェンダー規範の健康への影響についての対話に、女性と男性ならびにコミュニティや地域のリーダー、ヘルスケア・ワーカーと法執行役人を引き込むものである。

54. ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ジョージア、ギリシャ、イタリア、ジャマイカ、マラウイ、マレーシア、ルーマニア、スイス、タンザニア共和国、とザンビアの政府当局は、伝統的な社会メディアと学校での演劇や活動を通して、伝統的な宗教指導者たちを参画させ、ジェンダー平等と女性と女兒のHIVリスクを高める危険なジェンダー規範についての地域対話を支援し、意識を高揚させた。例えば、カンボジア、タンザニア共和

---

<sup>31</sup> 世界銀行、「世界銀行国と貸付グループ」(ワシントンD.C.、2019年)。

<sup>32</sup> Cattaneo 他、*ケア労働とケア労働力に与えるHIVのインパクト*(国際労働事務所、ジュネーブ、2019年)。

国、とザンビアは、女性と女兒の間の HIV を予防することに男性を引き込む取り組みを行った。南アフリカ共和国は、女性と女兒が自身の評価と生活スキルおよび自信を構築する“*She Conquers*（彼女は征服する）”キャンペーンを通して、女性と女兒を直接エンパワーした。

55. マラウイにおける農業開発国際基金プログラム実施3年後には、資源へのアクセスと管理が増々平等になったお陰で、女性農業従事者たちは計画立案において自己肯定感が高まり、男性は女性たちが家庭と農業で果たす役割をより感謝するようになり、ハイ・リスク行動が減少し、家族はエイズの影響による脆弱性が改善した。南アフリカ共和国では、UN ウィメンの HeFor She キャンペーン（それはステレオタイプ行動に反対する活動に男性を奨励するもの）が、女性に対する HIV と暴力を予防する力に影響を与える男女の関係においてジェンダー規範が果たす役割をテーマに、一連の対話を準備開催した。実施後8ヶ月後には、企画の参加者の57%が HIV 検査を受けたこと、また HIV と診断された場合はケアを受けた、と報告した。参加男性たちは、さらに、HIV と暴力予防に関わる態度と行動において好ましい変化を示した<sup>33</sup>。

## V. 結論と勧告

56. 女性と女兒の間の HIV を予防しエイズを終焉させる過程は前進した。しかし、女性と女兒の間の HIV 新規感染率は、東ヨーロッパ、中央アジア、中東と北アフリカおよびラテンアメリカではまだ伸び続けている。ほとんどの国が、特に女性のための HIV サービスを、性と生殖に関わる健康サービスと統合させたことで、より多くの女性が検査と治療を受けようになっている。HIV 感染の妊婦の大多数が、母子感染をなくすためのサービスを受けており、世界保健機関は12の国と地域を HIV の母子感染を排除したと認証した。同時に、女性と女兒の間の HIV を予防するための検証済みの方略は向上してなく、女性と女兒にとって安全で適切、かつ女性が主導的に管理できる HIV 予防方法と治療に関する研究は、優先されておらず、HIV に対する国家戦略や政策と予算にはジェンダーに配慮したアプローチが含まれていない。不平等なジェンダー規範と構造的ジェンダー不平等を含め、女性と女兒の間の HIV を引き起こしている根源的な原因を問題として取り上げることは十分な注意が払われていない。

57. 委員会は加盟国に次のことを奨励したい。

(a) 国の HIV 戦略と政策に、ジェンダー対応のアプローチと介入とを統合することにより、SDGs の下に策定されたジェンダー平等とあらゆる女性と女兒のエンパワーメントを達成するコミットメントを履行する。

(b) 地域や国および地区の各レベルで、HIV 対応を計画、予算化、実施、評価する際に、

---

<sup>33</sup> 国連エイズ、「中心にある地域社会：世界エイズ最新情報2019年」（ジュネーブ、2019年）。

女性団体と HIV 感染女性と女兒のネットワークを参画させる。

(c)性別や年齢上偏りのない HIV データを収集した上で、特に青年期女兒と若年女性や、薬物などに手を出しやすいグループの女性、移民女性、および高齢女性と障がいのある女性たち、の間の女性と女兒の HIV 流行を引き起こしている根源的な原因のジェンダーに視点を当てた分析を実施する。

(d)ジェンダーに視点を当てた HIV への取り組み方と介入に対して適正な予算を配分し、HIV サービスを女性が利用する際に障壁となっている資金的障害を削減し、青年期女兒と若年女性や薬物などに手を出しやすいグループの女性など特定のグループのニーズと優先性に応えられるよう資源が利用可能である体制を確保する。

(e)女性と女兒の生涯を通じた広いニーズに最もよく応える可能性が高いユニバーサル・ヘルス・カバレッジ体制を成し遂げ、HIV 流行に影響を与えているジェンダー不平等を削減する。

(f)女性主導による予防方法を含め、女性と女兒の間の HIV 予防の証明された方略をスケールアップし、特にジェンダー不平等や、性とリプロダクティブ・ヘルスに関する教育の欠如など、高い HIV 感染率の原因となっているリスクファクターを問題視して取り組む。

(g)女性の性とリプロダクティブ・ヘルスを支援、補強し、HIV と女性と女兒の性とリプロダクティブ・ヘルスサービスとを統合することを強化する。

(h)青年期女兒と若年女性に特化した HIV 予防プログラムを開発、拡充し、若者が利用しやすい HIV 検査と治療サービスの利用を確実にする。

(i)女性と女兒の生涯を通じた効果的な女性主導の HIV 予防法と抗ウイルス剤投与法に関する研究を実施し、研究と臨床治験への女性と女兒の参加を実質的に増やす。

(j)HIV 検査と治療へのジェンダーによる障壁を見定め、それらの障害を削減するための具体的な行動を策定し、妊娠女性や女兒や周辺に追いやられ無視されている女性たちを含め、HIV 感染の女性と女兒のニーズと好みに応えるサービスを供給する。

(k)性とリプロダクティブ・ヘルスや、HIV 関連の合併感染症と日和見感染症、非感染性疾患、および結核を含め、女性と女兒の生涯のヘルスケアニーズに応える幅広く配置されたヘルスサービスへの、HIV 感染女性と女兒のアクセスを促進する。

(l)HIV 感染者をケアする女性と女兒を、無給のケア労働を見分け、削減し、再配分する政策を履行することで、支援する。

(m)女性と女兒の健康の権利をサポートし、ジェンダーに基づく差別と暴力を廃絶し、女性と女兒の教育と公正で平等な賃金へのアクセスを推進する法律と政策を制定・施行することで、HIV の構造的な駆動体に取り組む。

(n)性と生殖に関する健康と権利及び汚名、差別、ジェンダーに基づく暴力及び子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除のような有害な慣行に関連する規範に関連して、女性の独立した意思決定をめぐる規範を含め、女性と女兒の間の HIV 防止と治療にインパクトを与えるジェンダー規範を変えるために、女性をエンパワーし、男性をかかわらせ、地域社会を動員する。

58. 委員会は、国連組織とその他の国際関係機関に、次のことを奨励したい。

(a)HIV に対する計画と資金調達において、ジェンダー対応のアプローチと介入を優先し、青年期女兒と若年女性、薬物などに手を出しやすいグループ内の女性と女兒、およびその他の辺境に追いやられている女性と女兒に届く方略を優先する。

(b)ヘルスや、教育と経済的エンパワーメントを含む開発セクターの間の共働をテコ入れし、共有されるジェンダー平等成果を達成し、エイズを終焉させる。

(c)内部キャパシティービルディングと提唱のための長期的資金提供などにより、女性団体と HIV 感染女性のネットワークが容易に、HIV 対策に従事し意思決定のリーダーシップがとれるようにする。

(d)ジェンダー平等教科と女性のエンパワーメントに向けられた HIV プログラムにおける予算と支出を追跡する。

(e)ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための世界と各国の努力が、女性と女兒の一生涯のニーズに合致し、ジェンダー不平等を効果的に削減するものに、確実になるようにする。

(f)各国の研究力を助長し、女性と女兒の HIV 予防と治療目標を達成するのを助ける効果的なアプローチと介入の証拠を集める。

(g)HIV 予防、検査とケアにおける青年期女兒と若年女性の特定のニーズに目を向けるエビデンスのある効果の高いアプローチを実施する。

(h)女性と女兒を臨床治験に参加させることを提唱し、女性と女兒に特化した HIV 予防方法と治療を開発する研究を支援する。

(i)HIV 予防・検査と治療サービスの質を改善し、女性による HIV サービス摂取を阻んでいる社会的構造的 HIV 誘因について考慮できるようにする。

(j)HIV 感染女性と女兒が彼らのニーズに基づいて幅広いヘルスサービスへアクセスしようとする努力を支援する。

(k)男性と男児を参画させコミュニティを支援し、女性と女兒の HIV リスクと HIV サービスへのアクセスにジェンダー規範が及ぼす影響を調べ、問題に取り組む適切な行動をとる。

(鈴木千鶴子訳、房野桂脚注付与)

## 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた 女性と子どもの釈放(E/CN.6/2020/7)

### 概要

本報告書は、後に投獄された者を含む、武力紛争下で人質となった女性と子どもの釈放に関する、女性の地位委員会決議 62/1 に含まれる要請に応じて準備されてきたものである。報告書には加盟国からの情報が含まれ、政府間プロセスで、このトピックに関する問題に払われた注意の最新情報を提供し、委員会の判断に向けて勧告を出している。

### I. 序論

1. 2018 年開催の第 62 回会期で女性の地位委員会は、後に投獄された者を含む、武力紛争下で人質となった女性と子どもの釈放に関する決議を採択した。このトピックに関する以前の決議、並びに国際的な法的文書や規範的枠組みにおける関連規定を想起し、委員会は、世界中の多くの地域で見られる武力紛争の継続と、武力紛争が引き起こした人々の苦しみや人道的な緊急事態に対し、引き続き深刻な懸念を表明した。委員会はまた、このような武力紛争が、海外にせよ国内にせよ、国際人道法や人権法を含む国際法に違反して、後に投獄された者を含めて人質となった、特に女性と子どもに与える影響にも言及した。

2. 決議 62/1 の中で、委員会は事務総長に対し、加盟各国が提供した情報を考慮に入れて、関連する勧告を含む、決議のあらゆる面を網羅した包括的な報告を第 64 回会期で委員会に提出するよう要請した。本報告書はその要請に応じて準備されてきたものである。本報告書には 6 つの加盟国からの情報が含まれ、人権条約機関及び政府間プロセスでこのトピックに関する問題に対し、払われた注意の最新情報を提供し、さらに委員会の判断に向けて勧告を出している。

### II. 状況と背景

3. 決議 62/1 やそれ以前の決議で言及されている国際社会の努力にもかかわらず、人質取りの行為は依然として恒久化されており、多くの地域では増加さえしている。テロリストや武装集団によって行われたものを含め、それらは様々な形態や現象で起きている。武力紛争に関与している国は、武力紛争下で人質取りをせず、後になって女性や子どもを投獄しない責任がある。各国は関連する国際及び国内の機構や政策、法律により、女性と子どもを保護し、そのような資源の実施に対する説明責任を保証するよう要請されている。

4. 委員会は武力紛争という状況下で、性的及びジェンダーに基づく暴力への脆弱性の増大を含め、人身取引や人質取りが女性と子どもに与える特殊な影響について繰り返し述べてきた。また、全ての国が、人質取りや性暴力を含む戦争犯罪に対して責任を負う人々を、

国際法に従い、起訴するあるいは裁判にかける責務と説明責任を強める必要性を強調してきた。後に投獄された者を含め、武力紛争下で人質に取られた女性と子どもの釈放問題に、当てはまる場所はどこであれ、より広義の和平プロセスの一部として取り組むことが重要なのはこの故である。これはあらゆる正義と法的機構の規則に準拠し、透明性や説明責任、国民の関与や参加に基づいて行うべきである。

### III. 加盟国からの情報

5. アルメニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、トルコ、ウクライナの政府は、決議 62/1 の実施に関する情報を提供した。国々は、後に投獄された者を含め、武力紛争下で人質に取られた女性と子どもの釈放を確保するため、権限のある国家機構や組織体に調整された、効果的でジェンダーに対応した戦略と素早い制度的対応の重要性を強調した。

6. アルメニアは、人質となった女性と子どもの探索と釈放を組織化するため、「拘束された者、人質及び行方不明者に関する機関間委員会」が行った取り組みについて記述した。決議 62/1 のスポンサーであるアゼルバイジャンは、「戦争捕虜、人質及び行方不明者に関する国家委員会」が行った努力について記述した。この委員会は、女性と子どもを含め、行方不明者として登録された全市民の運命を明らかにすることを委託されている。アルメニア及びアゼルバイジャン両国は、女性と子どもを含め、行方不明者の運命を明らかにするうえで、紛争当事者の支援における、「赤十字国際委員会」の絶対不可欠な役割について詳述した。

7. ボスニア・ヘルツェゴビナは、3つの関連する国内行動計画を通し、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325（2000年）を実施する努力について記述し、凶暴な過激主義とテロリズムを防止し、立ち向かうための包括的でジェンダーに対応した取り組みの重要性を強調した。これには、ボスニアの女性や子どもたちが、海外の戦場から安全に帰国することが含まれている。

8. ブルガリアは、武力紛争における子どもの徴兵や利用は、国際法の深刻な侵害であり、児童労働の最悪の形であるとして特筆し、女性や子どもが人質に取られないことを保証するための、国内政策と法律の重要性を強調した。

9. トルコは、「抑留者/拉致被害者の釈放と、行方不明者の遺体の引き渡し及び身元確認に関する作業部会」が取った行動について報告した。これはイラン(イスラム共和国)、ロシア連邦、トルコ、及び国際連合の参加を得て、アスタナプロセスの枠組みの中に設立され、女性 11 名と子ども 2 名の抑留者をシリア・アラブ共和国から釈放するという結果をもたらした。

10. ウクライナは、ウクライナ国内で不法に自由を奪われた人を釈放するための、効果的なプロセスを保証することを目的とする、公共団体が取った手段について特筆した。これには市民の権利と自由を保障するうえで国会や議会が果たす重要な役割が含まれている。

11. 加盟国は、特に、武力紛争下で後に投獄された人を含め、人質となった女性や子どもに関する、関連したマンデートや人権機構、特殊な手続きをする権限を持つ人にとって、行方不明者の問題は優先事項であり続けるべきだと強調した。加盟国はまた、国の対応を支援するための、効果的な地域プロセスの必要性を繰り返し述べた。

#### IV. 人権団体及び政府間プロセスで、このトピックに関連する問題に払われた注意

12. 事務総長から委員会に出された前回の報告書(E/CN,6/2018/7)以来、人権団体、人権理事会、安全保障理事会及び国連総会は、継続してこのトピックに関するさまざまな問題にまつわる情報を受け、検討してきた。その中には武力紛争下での強制失踪、行方不明者、人身取引及び、武力紛争における子どもの拉致と強制的な徴兵が含まれている。

13. 強制失踪委員会は、女性と子どもの強制失踪に及ぼす特に残酷な影響について強調し続けてきた。加盟国への最終見解の中で委員会は、「強制失踪からの全ての者の保護に関する条約」で提示されている権利と義務を実施する際には、ジェンダー視点と子どもに敏感な取り組みを使うことを保証するよう、いつもながら強く迫っている<sup>34</sup>。女子差別撤廃委員会もまた、人質取りに関する違反と取り組んできた。イラクの第7回定期報告に関する最終見解のパラグラフ 23 の中で(CEDAW/C/IRQ/CO/7)、委員会は、イラクでは女性や女兒が性的搾取を目的として誘拐や売買され、身代金のために拘束されていると懸念を表明した。委員会は当事国に対し、女性と女兒の人身取引を防止し闘う取り組みを強化するよう勧告した。これには関連法を効果的に実施し、人身取引の事例の調査を迅速かつ公平に行い、有罪と判明した者を適切に処罰して人身取引の被害者全員の救済を保証することが含まれている。委員会は又、当事国は裁判官、法律執行官、および国境警察隊に訓練を施すよう勧告した。

14. 人権理事会の特別手続きマンデート保持者は、人質に取られた女性と子どもの状況に取り組んできた。「強制あるいは非自主的失踪に関する作業部会」は、強制失踪の影響を被った女性に関する一般コメント(A/HRC/WGEID/98/2)や子どもと強制失踪に関する一般コメント(A/HRC/WGEID/98/1)の指導を受けた。ウクライナ訪問に関する報告書のパラグラフ 92 (a) 及び(b)で、作業部会は、女性と子どもに固有の必要性を考慮した国内賠償政策の拡大と、失踪者の家族へ支援と社会復帰を提供するための、ジェンダーに敏感な政策や行動計画を勧告した。

15. 人権理事会が確立した調査はまた、女性と子どもの人質取りに関する人権及び国際人

---

<sup>34</sup> 例として [CED/C/PRT/CO/1](#), [CED/C/CHL/CO/1](#) 及び [CED/C/ITA/CO/1](#) を参照。

道法の重大な侵犯を文書に記録した。国際及び地域の著名な専門家集団は、親類を恐喝するため女性と女兒を誘拐し最長 8 か月間拘束した、Sana'a と Hudaydah にいる Houthi 戦闘士の証拠を集めた。専門家集団は、イエメンでは誘拐が女性と女兒を性暴力の危険に会う懸念にさらして汚名を引き寄せ、ジェンダーに基づく暴力のさらなる危険にさらしたと特筆した。また、証明されているとして出された事例は、紛争の全ての当事者を含め、このような暴力のより広範な型を示していると記述した。専門家集団は、このような行為は国際人道法の重大な侵犯になるので([A/HRC/42/17](#), パラ. 78 及び 96 (e))、加害者は戦争犯罪の責任を負うだろうと示唆した。ミャンマーに関する独立国際事実調査ミッションは、2017 年 8 月の Tatmadaw の「排除作業」期間中に、妊娠可能年齢のロヒンギヤの女性や女兒が拉致され、軍事基地で集団レイプされたことを見つけ出した。ミッションはミャンマー政府に対し、Tatmadaw の指揮系統にある高官を含め Tatmadaw とその他警備員を直ちに調査し、人道に対する犯罪、戦争犯罪、及び大量虐殺のような国際法の下での重大な犯罪([A/HRC/42/CRP.4](#), パラ 261)を含む、性暴力やジェンダーに基づく暴力のかどで告訴するよう求めた。シリア・アラブ共和国に関する「独立国際調査委員会」は、女性と子どもを含む無数のシリア市民が、不当な逮捕や違法な拘束及び誘拐を含む迫害を受け続けていることを見つけ出し、シリア・アラブ共和国政府に対し、不当に拘束された者全員、特に女性と子どもを解放するよう要請した ([A/HRC/42/51](#), パラ 8 及び 98 (c))。

16. 安全保障理事会は、国際平和と安全保障への脅威として、女性と女兒の人身取引に対処し続けてきた。決議第 2388 号(2017 年)の中で、理事会は、武力紛争中に人身取引されてきた多数の女性と子どもについて重大な懸念を表明し、人身取引行為が、しばしば、その他の侵害と虐待に関連していることを認めた。決議は、加害者に責任を取らせ、その回復と再統合において被害者を援助するよう加盟国に要請した。決議は、武力紛争の悪影響を受けている地域での人身取引被害者の大多数を占めている特に女性と子どもの人身取引の発生を最も強い言葉で非難することも再確認した。さらに決議は、そのような人身取引が、法の支配を損ない、紛争をさらに悪化させ、不安定を助長し、開発を妨げるその他の形態の国際組織犯罪を助長することをさらに強調した。

17. 安全保障理事会への報告書は、人質として取られた女性と子どもの極めて困難な経験を反映してきた。決議第 2388(2017 号)に従って、事務総長は、武力紛争の状況での人身取引に関して理事会に報告書を提出したが、その中で、事務総長は、アフリカの角、リビア、ミャンマー、ナイジェリア及びシリアアラブ共和国での国家及び非国家行為者による人身取引が、女性と女兒に与えるインパクトを詳しく述べた。2019 年の女性・平和・安全保障に関する事務総長報告書(S/2019/800)のパラグラフ 37 は、女性人権擁護者に対する増加する暴力の一例として、ベンガジの家から強制的に連れ去られたリビア議会の議員である Iham Sergewa の強制失踪に特に対処した。

18. 紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表と子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表は、依然としてこの問題を捉え続け、事務総長と総会へのその報告の中で、人質に取

られた女性と子どもと関連する暴力を反映してきた。紛争関連の性暴力に関する事務総長の 2019 年の報告書(S/2019/280)の paragraph 55 の中で、リビアにおいて、移動女性が、どのように制服を着た武装した男性によって拘束され、性的虐待を受けているかの描写がなされている。この報告書の paragraph 118 で描写されているナイジェリアにおける継続する紛争は、文民に対するその他の侵害の中でも性奴隷の他の女性と女兒の誘拐を特徴としており、そのすべてが主としてボコ・ハラムのせいである。報告書 paragraph 136(b) の中で、事務総長は、レイプの臨床管理、医療的・心理的・法的サービスを含め、緊急避妊と安全な妊娠中絶、及び HIV 予防、意識啓発と治療、並びに適宜シェルターと経済的生計プログラムを含めたサヴァイヴァーのための再統合支援を含め、すべての性暴力サヴァイヴァーのための多部門的支援の提供を勧告した。事務総長は、様々な被害者つまり民族的・宗教的マイノリティ、農山漁村と遠隔地域の女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、母子家庭、寡婦、男性のサヴァイヴァー、武力集団に関連している女性と子ども、武力集団によって、拉致、強制結婚、性的奴隷及び人身取引から釈放された女性と子ども、戦時中のレイプから生まれた子ども、特別な対応を必要とするかも知れない LGBTI の人々に払われるべき特別な注意も要請した。

19. 子どもと武力紛争に関する総会の 2019 年の報告書(A/73/907-S/2019/509)の paragraph 10 で、約 2,493 名の子どもが、しばしばその他の重大な侵害、特に性的奴隷を含めた徴兵と利用の前触れとして、家庭、学校、公共のスペースから紛争当事者によって誘拐されたことが知られていることが述べられている。子どもの権利に基づいた取組を保障するために、報告書の paragraph 15 と 16 は、防止と再統合の重要性に光を当てている。武力紛争中の子どもに対する暴力の防止は、「青年 2030: 国連青年戦略」で明らかにされているように、子どもと若い人々がその権利を実現し、変革の担い手としてその可能性を引き出すことを保障するのみならず、平和を構築し維持する重要な要素である。再統合プログラムには、武力紛争の悪影響を受けたすべての子どもがその地域社会に戻りその幼年時代を取りもどすことができるように、障害を持つ子どもを含め、女兒と男児の特別なニーズを考慮に入れて、地域社会を基盤とした介入と市民登録と司法へのアクセスのみならず、精神衛生と心理的支援、教育と職業訓練を含めるべきである。

## V. 結論と勧告

20. 国家または非国家行為者による女性と子どもの人質取引、拉致、強制失踪及び誘拐は、人権理事会、安全保障理事会及び総会を含めた人権条約機関と政府間機関からの注意を受け続けてきた。これら機関から出てくる報告書、決議及び見解は、これら重大な侵害が解決されることからはほど遠く、平和と安全保障、法の支配、開発と人権にとって重大な意味合いを持つことを示している。

21. 加盟国は、文民の保護を提唱する国際人権条約と人道法に含まれている関連規定を施行し、武力紛争で、後日投獄された者を含め、人質に取られたすべての者を釈放する即座

の手段を取るようすべての紛争当事国に要請するべきである。

22. 加盟国は、世界的公約と規範的枠組の実施のための機能的環境を醸成し、人身取引に関連する国際法の違反を防止し、捜査し、訴追し、罰する緊急の措置を取るべきである。あらゆる場合に、国家は、人質に取られた女性と女兒の事件を組織的に強調して、性別・年齢別・障害別・その他の関連特徴別のデータを有する具体的手段を取るべきである。国家は、人身取引被害者が、性と生殖に関する健康、心理的・法的・生計支援を含めた非差別的で包括的な保健ケア・サービスにアクセスできることを保障して、その帰還に対処する時、サヴァイヴァーを中心とした取組も適用するべきである。すべての再統合プログラムには、地域社会を基盤とした介入と市民登録と司法へのアクセスのみならず適切な教育・職業訓練を含めるべきである。

23. CSW は、拉致、人質取り、搾取及び虐待に対する女性の脆弱性の根本原因の中のジェンダー不平等に対処することの重要性を繰り返し述べ、紛争防止、女性・平和・安全保障、及び法の支配に基づきアジェンダを、防止戦略の一部として優先することを検討したいと思うかも知れない。CSW は、これら問題を、人権理事会、安全保障理事会総会に照会し、関連する報告書の中でジェンダーに特化した問題に関して組織的に報告することをこら機関の前で明確に要請することを検討したいと思うかも知れない。

(福島有子、房野桂訳)

## 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動 に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントの ための国連機関報告書(A/HRC/44/3-E/CN6/2020/8)

### 事務総長メモ

#### 概要

事務総長は、総会決議第 50/166 に従って準備された、女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関する、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の報告書を、CSW と人権理事会にここに提出させていただく。

#### I. 序論

#### II. 戦略計画の中間見直し

#### III. 戦略主導の助成金授与

#### A. 女性と女兒に対する暴力を防止する

B. 多部門的サービスへのアクセスを改善する

C. 法律と正規の実施を育成する

#### IV. 結果と証拠

#### V. 前途

(訳文は、第 44 回人権理事会公式文書(forthcoming)を参照)

## 女子差別撤廃委員会の第 73 回・74 回会期の結果 (E/CN.6/2020/9)

### 事務局メモ

#### 概要

本メモは、それぞれ 2019 年 7 月 1 日から 19 日までと 10 月 21 日から 11 月 8 日までジュネーブで開催された女子差別撤廃委員会の第 73 回と 74 回会期の採択された決定を含めた結果を反映するものである。2019 年 2 月 18 日から 3 月 8 日までジュネーブで開催された第 72 回会期に関する情報は、委員会の総会への報告書(A/74/38、第 3 部)で見ることができる。

#### I. 序論

1. 決議第 47/94 号で、総会は、女子差別撤廃委員会の会期が、できる限りこれら会期の結果が CSW に情報のために時宜を得て伝えられることができるように計画されるべきであることを勧告した。

2. 委員会は、それぞれ 2019 年 7 月 1 日から 19 日までと 10 月 21 日から 11 月 8 日まで、第 73 回会期と 74 回会期を開催した。第 73 回会期で、委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するフォーカル・ポイントを設立し、一旦国内人権機関に関する作業部会が解散し、ジェンダーに基づく暴力に関する作業部会に特化した目標が定義されたならば、これを作業部会に変換することを決定した。委員会は、経済的・社会的・文化的権利委員会、すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する委員会、子どもの権利委員会及び障害者の権利委員会との、「人権と気候変動」と題する共同声明を採択した。委員会は、「女兒を保護し、平等を要求する」と題する子どもの権利委員会との共同声明も採択した。委員会は、「北京宣言と行動綱領(1995 年)」の 25 周年と CSW64 で行われることが計画されている 25 年後の見直しのための寄稿を準備することも決定した。

3. 第 74 回会期で、委員会は、「持続可能な開発目標」の状況で、「条約」第 18 条の下での報告書の準備のために締約国のためのガイダンス・メモを採択した。委員会は、国内人権機関との協力に関する文書も採択したが、これは他の人権条約機関によって開発された手続き慣行を考慮に入れるものである。委員会は、決定 72/12 に従って、国内人権機関に関する作業部会はその成果を果たした時にこれを解散することを決定した。同時に、委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するフォーカル・ポイントを作業部会に変換することを決定した。委員会は、さらに、2020 年 2 月の第 75 回会期まで、「北京宣言と行動綱領」実施の 25 年後の見直しへの寄稿の採択を延期することを決定した。

4. 第 73 回会期で、委員会は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連訓練調査研究所及び列国議会同盟が主催して、「条約」の 40 周年を記念して、「CEDAW 条約: 女性の推進とエンパワーメントの 40 年」と題するパネル討論を開催した。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、そのマンデートの 25 年に関する人権理事会へのそのテーマ別報告書に関して、委員会に説明した。世界保健機関の妊産婦周産期保健危険な中絶防止チームの代表者は、危険な中絶を撤廃する世界的努力を強化することを目的として、中絶政策に関する世界保健機関のデータベースとリポジトリに関して委員会に説明した。

5. 委員会は継続してパートナーとかがわった。第 72 回会期直後に、議長は、ニューヨークでの CSW63 に対して声明を出した。委員会の第 74 回会期前に、議長は、2019 年 10 月 4 日に、ニューヨークでの総会第 3 委員会に第 70 回・71 回・72 回会期の報告書(A/74/38)を提出した。

6. 第 74 回会期で、委員会は、「思春期の女子の権利のために道を拓く: 政策と法律に年齢とジェンダーの視点を統合する」と題し、ジュネーブでプラン・インターナショナル、OHCHR、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)、ジュネーブ国連事務所ウルグアイ代表部、子どもの権利コネクト、Terre des Hommes インターナショナル連盟及び子ども擁護インターナショナルによって開催された、「条約」の 40 周年と「子どもの権利に関する条約」の 30 周年を記念するパネル討論を主催した。委員会は、国連ウイメンの規範的支援・国連システム調整・プログラム成果のための副事務局長と会い、欧州経済委員会によって開催された北京+25 地域見直し会議と 2020 年にメキシコとフランスで開催されることになっているジェンダー平等フォーラムに関して説明を受けた。委員会は、フランス大使で世代間平等フォーラムの事務局長 Delphine O ととも会い、「北京宣言と行動綱領」の実施の 25 年後の見直しに関して報告を受けた。元委員会委員の Ruth Kaddari は、多くの法律学で親との疎外感の概念の利用によって提起される課題を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスと子どもの親権に関する調査を報告した。委員会は、25 年後の見直し、2020 年の条約機関制度の見直し、国連に悪影響を及ぼす流動性危機の余波での女性の権利の現在の押し戻しを討議するために、国連人権副高等弁務官との非公式会議を開催した。委員会は、共通の懸念の問題を討議するために、国際人道

法と人権ジュネーブ・アカデミーが主催して、人権委員会との非公式討論も開催した。

7. 委員会は、国連国別チームと機関、国連システムの専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及び NGO から受けた国に特化した情報から継続して利益を受けた。

8. 2019年11月8日の委員会の第74回会期の最終日現在、「条約」の締約国は189あり、「選択議定書」の締約国は113あった。総計80か国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第20条(1)の修正を受け入れていた。修正を発効させるためには、「条約」締約国の3分の2(現在126の締約国)が承諾文書を事務総長に寄託しなければならない。

## II. 委員会第73回会期と74回会期の結果

### A. 委員会によって検討された報告書

9. 第73回会期で、委員会は、「条約」第18条の下で提出された7か国の締約国の報告書を検討し、それらに関する最終見解を出した: オーストリア(CEDAW/C/AUT/CO/9及びCEDAW/C/AUT/CO/9/Corr.1)、カーボヴェルデ(CEDAW/C/CPV/CO/9)、コートイヴォワール(CEDAW/C/CIV/CO/4)、コンゴ民主共和国(CEDAW/C/COD/CO/8)、グァイアナ(CEDAW/C/GUY/CO/9)、モザンビーク(CEDAW/C/MOZ/CO/3-5)及びカタール(CEDAW/C/QAT/CO/2)。

10. 第74回会期で、委員会は7か国の締約国の報告書を検討しそれらについての最終見解を出した: アンドラ(CEDAW/C/AND/CO/4)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(CEDAW/C/BIH/CO/6)、カンボディア(CEDAW/C/KHM/CO/6)、イラク(CEDAW/C/IRQ/CO/7)、カザフスタン(CEDAW/C/KAZ/CO/5)、リトアニア(CEDAW/C/LIR/CO/6)及びセイシェル(CEDAW/C/SYC/CO/6)。

11. 国連国別チームと機関、国連システムの専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及び NGO の代表者が、直にまたはビデオ会議を通して遠隔的に会期に出席した。締約国の報告書、委員会の問題と質問のリスト、これに対する締約国の回答及びその導入ステートメントが、委員会の最終見解と共に、関連会期の下での委員会のウェブサイトにもポストされている。

### B. 「条約」第21条の実施に関連して取られた行動

#### 世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する作業部会

12. 作業部会は、第73回・74回会期中に集まった。第73回会期では、2019年5月28日にロンドンで、6月13日にアテネで開催された世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する専門家グループ会議の成果を検討した。作業部会議長は、2019年8月にヘルシンキで開催されることになっていた専門家グループ会議に関して報告した。第74回会期では作業部会議長は、2019年11月24日と25日にカイロでの地域専門家グループ会議の開催に関して報告した。作業部会は、コンサルタントによって準備される注釈付き概要案

の構造と内容に加えて、一般勧告作成のための予定表を討議した。作業部会は、追加の地域専門家グループ会議を開催する可能性も討議した。

### **作業方法に関する作業部会**

13. 作業部会は、両会期中に集まった。第 73 回会期では、作業部会は、一つは締約国の簡素化された報告手続、つまり、共通の核心となる文書を提出する要件を除去する手続を利用するための基準の改正、もう一つは、障害を持つ専門家のための委員会の作業へのアクセス可能性を改善することに関する 2 つの決定案を討議し、委員会に提出した。第 74 回会期では、建設的対話に続いて締約国によって提供された追加の回答のために文言制限を導入し、国別タスク・フォース調整会議を再計画するための決定案を委員会に提出した。

### **国内人権機関との協力に関する作業部会**

14. 作業部会は、両会期中に集まった。作業部会は、国内機関、地域メカニズム及び OHCHR の市民社会家及び国内人権機関世界同盟の事務局と相談して、委員会と国内人権機関との間の協力に関する文書を討議して仕上げた。

#### **「条約」、国連ウィメン及び「持続可能な開発目標」に関する作業部会**

15. 作業部会は、両会期中に集まった。作業部会は、「北京宣言と行動綱領」の実施の 25 年後の見直しへの委員会の文書による寄稿の準備に加えて、「持続可能な開発目標」の状況での「条約」の第 18 条の下での定期報告書の準備のために締約国のためのガイダンス・メモ案を討議した。

## **C. 委員会の作業を促進する方法と手段に関連して取られた行動**

### **「条約」の第 18 条の下での委員会の作業方法を強化する**

16. 第 73 回会期で、委員会は、その作業方法を他の条約機関の作業方法に沿わせるために、定期報告書提出のための簡素化した報告手続を利用したいと思っている締約国のために、核心となる共通の文書の提出の要件を放棄することを決定した。人権条約機関制度の効果的機能を強化し高めることに関する総会決議第 68/268 号のパラグラフ 29 に沿って、完全に効果的な参画を保障するために障害を持つ委員にとって、その作業がアクセスできるものであることを保障することの重要性を認めて、委員会は、委員会による検討の普通少なくとも 24 時間前に、緊急の場合には少なくとも 6 時間前に、すべての文書がアクセスできる形式(ワード/アクセスできる PDF)で利用でき、十分な時間をかけて前もって要請がある時には、点字コピーが利用できるようにされ、文書の採択中に討議中のすべてのパラグラフが、事務局また責任ある委員会の委員によって完全に読み上げられることを決定した。委員会は、障害を持つすべてのステイクホルダーのためにその作業のアクセス可能性を継続して改善するために検討中のその慣行を続け、委員会への完全に効果的な参

画を保障することも決定した。

17. 第 74 回会期で、委員会は、回答が管理できる量に保たれることを保障する目的で、締約国は、文書で提出される追加の回答を建設的対話に続いて 48 時間以内、最大限 1,500 語に制限しなければならないことを決定した。委員会は、締約国が建設的対話前に適切に伝えられるべきことも決定した。人権条約機関の委員の独立と公平性に関するガイドライン(A/67/222、付録 I)を事業化するために、委員会は、国別報告者、国別タスク・フォースの委員及び委員会議長は、それぞれ、問題と質問のリストの採択または報告前の問題と質問のリストと当該締約国の最終見解の採択の間の期間中に模擬セッションまたは報告ワークショップに参加するべきではないことを決定した。委員会は、この機関に模擬セッションに参加した委員は、後日国別タスク・フォースに加わってはならず、当該締約国の最終見解の準備や採択に参加してはならず、日常の生活費及び旅費とは別にその参加に対していかなる報酬も受け取ってはならないことも決定した。委員会は、さらに、当該締約国と建設的対話の前日の NGO による私的な昼食時説明会直後に開催されるように国別タスク・フォースの調整会議を再計画することを決定した。

#### **フォローアップ手続き**

18. 委員会は、第 73 回・74 回会期でフォローアップ手続きの下でのその作業を継続し、最終見解のフォローアップに関する特別報告者の報告書を採択し、アルバニア、アルメニア、ベラルーシ、ブータン、ブルンディ、カナダ、エルサルヴァドル、ドイツ、ホンデュラス、イタリア、ヨルダン、クウェート、フィリピン、スイス、トリニダード・トバゴ及びウクライナのフォローアップ報告書を検討した。第 74 回会期で、委員会は、第 65 回会期で委員会によって採択された手続きの以前の評価においてなされた勧告(A/72/38、第 2 部、第 IV 章)に従って、フォローアップ報告者によって提出されたフォローアップ手続きと更新された方法論の評価を採択した。フォローアップに関する報告者は、フォローアップ手続きは継続されるべきであり、次回の評価は、2022 年 10 月/11 月の第 83 回会期で行われるべきことを勧告した。

#### **提出期限の過ぎた報告書**

19. 委員会は、その報告書が、5 年以上提出期限が過ぎている締約国に、できるだけ早くその報告書を提出するよう組織的に督促するべきことを決定した。2019 年 11 月 8 日の第 75 回会期の終了日現在、その報告書が、5 年以上提出期限が過ぎている締約国は 13 か国あった。つまり、ベリーズ、ドミニカ、エジプト、ギニアビサウ、リビア、マルタ、モロッコ、パプアニューギニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サンマリノ、サントメプリンシペ及びウガンダである。とうに提出期限の過ぎた報告書に関しては、委員会は、最後の手段として、特定の期限までにこれら報告書を受領できない場合には、報告書無しで締約国の「条約」の実施の検討に進むことを決定した。締約国は、提出された報告書の数によって証明され、検討が予定されているように、事務局によって伝えられる督促

状に対応してきた。委員会は、現在、第 75 回会期(2020 年 2 月)と第 78 回会期(2021 年 2 月)の間に検討が予定されている 23 の報告書を有している。

#### 委員会の今後の会期の日程

20. 委員会は、第 75 回・76 回・77 回会期の臨時の日程を以下のように確認した:

##### 第 75 回会期、ジュネーヴ

- (a)「選択議定書」の下での作業部会第 46 回会期: 2020 年 2 月 4-7 日
- (b)「選択議定書」の下での調査作業部会の第 15 回会期: 2020 年 2 月 6-7 日、ジュネーヴ
- (c)本会議: 2020 年 2 月 10-28 日
- (d)第 77 回会期の会期前作業部会: 2020 年 3 月-6 日

##### 第 76 回会期、ジュネーヴ

- (a)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 47 回会期: 2020 年 6 月 17-19 日
- (b)「選択議定書」の下での調査作業部会第 16 回会期: 2020 年 6 月 18-19 日
- (c)本会議: 2020 年 6 月 22 日-7 月 10 日
- (d)第 78 回会期会期前作業部会: 2020 年 7 月 13-17 日

##### 第 77 回会期、ジュネーヴ

- (a)「選択議定書」の下での通報作業部会第 48 回会期: 2020 年 10 月 14-16 日
- (b)「選択議定書」の下での調査作業部会第 17 回会期: 2020 年 10 月 15-16 日
- (c)本会議: 2020 年 10 月 19 日-11 月 6 日
- (d)第 79 回会期会期前作業部会: 2020 年 11 月 9-13 日

#### 委員会の今後の会期で検討される報告書

21. 委員会は、第 75 回会期で、アフガニスタン、ブルガリア、エリトリア、キリバティ、ラトヴィア、パキスタン、モルドヴァ共和国及びジンバブエの報告書を、第 76 回会期で、バーレーン、デンマーク、ドミニカ共和国、ガボン、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル及びパナマの報告書を、第 77 回会期で、アゼルバイジャン、エクアドル、ニカラグア、セネガル、南アフリカ、スウェーデン、ウルグアイ及びイエーメンの報告書を検討することを確認した。

#### D. 「選択議定書」の第 2 条と 8 条から生じる問題に関して委員会が取った行動

22. 第 73 回会期で、委員会は、その第 44 回会期に関する「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した。委員会は、デンマーク(ノン・ルフールマン、CEDAW/C/73/D/94/2015)、チェキア(国内の救済策を尽くしていない、CEDAW/C/73/D/102/2016)及びポーランド(action popularis; 国内の救済策を尽くしていない; CEDAW/C/73/D136/2018)に関する通報に関して、不許可の決定を採択した。委員会は、デンマーク(ノン・ルフールマン; CEDAW/C/73/D/86/2015)、ウクライナ(効果的

な領事保護が提供されていない; CEDAW/C/73/D/87/2015)、ブルガリア(ドメスティック・ヴァイオレンス; CEDAW/C/73/D/99/2016)及びロシア連邦(ドメスティック・ヴァイオレンス; CEDAW/C/73/D/100/2016)に関する通報に関して違反ありとの見解も採択した。委員会は、デンマーク(ノン・ルフールマン; CEDAW/C/73/D/84/2015)と CEDAW/C/73/D/109/2018)に関連する 2 つの通報の検討を打ち切った。

23. 「選択議定書」第 8 条の下での調査に関しては、委員会は「選択議定書」の下での調査作業部会第 13 回会期の報告書を支持した。委員会は、調査第 2011/1 号に関連する報告書の中の委員会の勧告に対応する措置に関して情報を提出するようにもカナダに勧めた。

24. 第 74 回会期で、委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 45 回会期の報告書を支持した。委員会は、デンマーク(CEDAW/C/74/D/82/2014)と英国(CEDAW/C/74/D/106/2016 と CEDAW/C/74/D/126/2016)に関連して不許可の決定を採択した。委員会は、モルドヴァ共和国(CEDAW/C/74/D/104/2016)に関連して、違反ありとの見解も採択し、この国に関連する一つの通報をさらなる検討のために作業部会に戻すことを決定した。

25. 「選択議定書」第 8 条の下での調査に関しては、委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 14 回会期の報告書を支持した。委員会は、調査第 2011/4 号に関する結果、コメント、勧告を採択し、6 か月以内に見解のために当該締約国にそれらを伝えることを決定したが、これに続いて調査の報告書は公表されるであろう。

(房野桂訳)

## 経済社会理事会に諮問的地位を持つ NGO 国際婦人年 連絡会提出のステートメント(A/CN.6/2020/NGO/122)

事務総長は、経済社会理事会決議第 199631 号に従って配布されつつある以下のステートメントを受領した。

### ステートメント

私たちは、女性の社会参画と地位の向上を推進する日本政府の政策は、無意識的に偏見があるのではなく、ジェンダー化した社会を推進するための意識的ナッジであると信じている。

1985 年の国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准で、私たちは、私たちのモットーである「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし」が、私たちの社会でより良く理解されるものと期待していた。1991 年の男女共同参画基本法、1986 年、1997 年及び 2007 年の雇用機会均等法のような法律、並びに 2016 年と 2019 年

の職場への女性の参画と地位の向上を推進するための法律、1995年の子どもまたはその他の家族を世話する労働者の福祉のための育児休業、ケア提供者休業及びその他の措置は、すべて、ジェンダーの偏見を克服するという私たちの目標がそれほど遠いものではないことを示した。

実際には、現在のほとんどすべての法律は、ジェンダーに特化した名詞と代名詞を用いずに書かれているからではなくて、テキストがジェンダーに中立的に書かれているために、ジェンダーに中立的である。しかし、人々は、これら制定法の意図を無視して、あたかもこれらがジェンダーに特化して書かれているかのようにジェンダーに中立的なテキストを目にし、読んでいる。育児休業は、ジェンダーに特化した読み方の紛れもない一つの例であり、82.2%の母親は、8週間の義務的出産休業後に育児休業を取っているが、父親のわずか6.16%しか育児休業を取っていない。休業の長さは、より有力である。育児休業を取る母親の31.1%にとって、長さは10か月から12か月であり、27.6%が12か月から18か月取ったが、父親となると、56.9%がわずか5日未満しかとることができず、12か月以上取ったのはわずか2%であった。男性の取得者は、しばしば法律によって保証されている権利を行使したことに対して不利な扱いを受けるというもっともな恐怖をしばしば示している。雇用者は、育児休業を母親にのみ当てはまる出産休業として読み取っている。

娘、嫁、妻に働き続けること思いとどまらせ、経済的安全を犠牲にして、高齢者また世話を必要とする人々の世話をするために、これらの人々に早期退職を奨励するのは、母親であることと育児だけでなく、近い親族とあまり遠くない親族に対する世話でもある。つまり、急速に高齢化する社会と日本流の福祉が、稼ぎが比較的少ない女性に実際の世話を担わせる労働力を任せることを期待している。この制度は、困っている個人を支援することを国家や公共機関に期待するべきではなく、家族は他の家族の世話をすべきであり、道徳的責務として財政的・物理的重荷を担うべきであるという考えに支持されている。言うまでもなく、福祉制度は、家族による無償のケア労働の期待で構築されている。労働市場を離れることにより、女性は自分のかなりの所得を失い、配偶者に依存するようになる。配偶者は、税控除という形態で扶養家族を持つことで利益を受け、扶養されている配偶者は自分の年金を積み立てることを免除されるので、女性の年金の大部分も配偶者の年金に依存することになる。

何を勉強するか、何時働き始めるのか、次に何をするかを含め、女性のする選択は、独自のものであり、自分の未来の夢と自分の無意識の偏見によってのみ妨げられるようである。しかし、この無邪気な選択は、税、相続、年金、離婚法の組織的なナッジに従うものであることを強調したい。日本政府は、疑いを抱かない男女がジェンダー化した社会の規範を守るために穏やかに席を占めるように、制度に細かく目配りしてきた。

今日、より多くの女性がより少ない給料とより少ない安全保障で、労働市場に参入して

いる。

2003年に、日本政府は、2020年までに、女性が様々な分野の政策と意志決定の地位の少なくとも30%を占めることを保障するためにできることはすべてやると発表した。2007年に、日本政府は、地方自治体、企業社会のメンバー、労働組合と共に、「ワーク・ライフ・バランス憲章」を公布した。これは、有償労働と無償労働のダブル・シフトに捉えられている女性労働者と家事責任を分かち合うことができるように、フルタイムの男性労働者の極端な長時間労働を変えるためであった。2015年に、国会は、より多くの女性が労働力に加わることを奨励するために、*職場への女性の参画と地位の向上の推進*を可決した。2,000万人から2,376万人、または31.1%から46.7%に、2005年から2015年までに女性労働者の数と割合は増加したが、フルタイムの女性労働者の数は、1,368万人から1,366万人とほとんど変わらず、割合は68.4%から53.3%へと劇的に低下した。以前は無償労働に対して責任があり、現在はパートで働いており、無償労働の重荷も担っている女性は、ダブル・シフトを行っており、家庭の主たる所得源として、配偶者に財政的に依存し続けているようである。

女性は、ジェンダー役割を行う以外に選択肢がないと感じ、財政源の管理を失い依存するようになり、または社会に貢献するチャンスを奪われる時、力を失う。何気ない観察者にとって、女性が行う選択は、社会的期待と社会の中に深く根差した無意識のジェンダー偏見を反映しているように見える。しかし、こういった選択は、現在の税、年金、相続及び離婚法の下では最も合理的な選択肢としてより良く説明できる。言い換えれば、日本政府は、ジェンダー偏見を制度に刻み込んで成功し、この変化する世界で一寸たりともたじろがないできた。

1995年以来法律として可決されたものを信じなければならぬならば、私たちは多くのことを成し遂げてきたことになる。しかし、紙に書かれた法律や制度があることだけでは十分とは言えない。これらは、ジェンダーの偏見なく機能しなければならず、ジェンダーに偏見のある解釈によって捻じ曲げられるべきではない。

(房野桂訳)